

確定申告はお早めに！

龍野納税だより

発行所
 公益社団法人龍野納税協会
 龍野納税貯蓄組合連合会
 たつの市龍野町富永 702-1
 Tel 0791-62-1700
 協賛
 龍野県税事務所

第5回「NKメンバーズツアー」

旅行代金

(お一人様) 139,000 円(消費税込)

申込締切日

令和3年4月13日

旅行期間

令和3年6月13日(日)～15日(火)



新緑の奥入瀬と
八甲田の旅

詳しいパンフレット、お申込みは、龍野納税協会まで。

令和2年分 確定申告

申告書の作成は国税庁ホームページがおすすめ！

確定申告

検索

まずは「確定申告」で検索！

ご来場を検討されている方へ
 ～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

スマホ
パソコンで
(e-Tax)



ご自宅から
申告できます



密を作らない

確定申告会場への
入場には
整理券が必要



各会場で当日配付します



LINEから
事前発行もできます



国税庁
LINE 公式アカウント



確定申告特集ページ

確定申告書を提出する際は、毎回

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示
又は写しの添付

が必要です。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の
相談・申告書の受付は、

2月16日(火)から3月15日(月)までです。

※ 「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。



大阪国税局・税務署

国 税 コ ー ナ ー

事業者の皆様へ

龍野税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い

～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁では、所得税等の確定申告期間中に国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設しています。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を掲載しているほか、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等が御利用いただけます。

このたび、この特集ページ内に、確定申告をされる給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」（次頁参照）を作成、掲載いたしました。

つきましては、御社の社員の皆様にこのお知らせを情報提供していただきますよう御協力をお願いいたします。

お知らせの情報提供の手順・方法は次のとおりです。

- ① 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) のトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「確定申告情報」をクリック
- ③ 「源泉徴収義務者の方へのお願い」をクリック
- ④ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード
(4種類のファイルの中からお選びください。)
- ⑤ 配付、回覧、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

国 税 コ ー ナ

あなたの確定申告をサポートします

～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「寄附金控除（ふるさと納税など）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■お役立ち情報の収集・申告書の作成！

確定申告特集ページの①「確定申告書等の作成はこちら」から申告書を作成することができます。

また、給与所得者の皆様方に向けては、②「ふるさと納税をされた方へ」、や③「医療費控除を受ける方へ」などの情報も掲載しています。

なお、申告書の作成手順などは、④「動画で見る確定申告」をチェックいただき、ご質問は、⑤「税務相談チャットボット」に相談することもできます。



◇ 寄附金控除
（ふるさと納税）



◇ 医療費控除

【確定申告特集ページトップ画面】



■「スマホ」で e-Tax！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンがあれば、ご自宅で申告書の作成から e-Tax（ネット申告）による送信（提出）ができて便利です。

また、マイナンバーカードなどをお持ちでない方も、税務署から発行された e-Tax 用の ID・パスワードで e-Tax ができます。



↑ 確定申告特集ページはこちら



確定申告

■確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告が必要な場合がありますので、申告漏れにご注意ください。

【申告が必要な例】



◇ 副業の利益
（ネットオークション）
（フリーマーケット）



◇ 2以上の勤務先からの給与所得



◇ 暗号資産の売却等による利益



◇ 金地金の売却益



◇ 競馬などの公営競技の払戻金による利益

（注）年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けている方で、配偶者の方が確定申告を行った場合には、その控除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

■確定申告会場にお越しになる方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、会場に入場するためには「入場整理券」が必要です。詳しくは、⑥「確定申告会場にお越しになる方へ」をご覧ください。

詳しくは ⇒

確定申告

検索

国 税 口 十 一

便利な納付方法をご利用ください!

※※※ 所轄・消費税の 申出書を毎年提出の方 振替納税(口座振替による納付)

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落しにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署又は金融機関へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。e-Taxによる提出も可能(R3.1～)です。

※※※ インターネットを ご利用の方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に合わせた決済手数料がかかります。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消はできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

※※※ e-Taxを ご利用の方

e-Taxにより、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、「ダイレクト納付利用届出書」をご提出ください。e-Taxによる提出も可能(R3.1～)です。

- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1か月程度(e-Tax 提出の場合は1週間程度)がかかりますので、早めの提出をお願いします。

インターネットバンキング等からの納付

- ◎ インターネットバンキングやATM等から納付できます。
- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。

コンビニ納付 (QRコード)

パソコンやスマホから納付に必要な情報を「QRコード」として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニのレジで納付することができます。

- ◎ 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき80万円以下となります。
- ◎ 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して端末に読み取らせることも可能です。

コンビニ各社の端末操作方法

【ローソン等の端末の操作】



【ファミリーマートの端末の操作】



操作画面に従い、端末に納付用QRコードを読み取らせてください。

金融機関の窓口での納付

金融機関で、現金にお持ちの納付書を添えて納付することができます。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nofu/nofu/01.htm>

※ QRコードは納付用バーコードの登録済みのみです。

国 税 庁

チャットロボットによる 税務相談が始まります。

所得税の確定申告のご相談は、

令和 3年 1月 12日から



税に関する疑問は、
AIチャットロボットの
ふたば に
ご相談ください。

税務職員ふたば

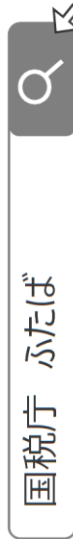
24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットロボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、
質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、
AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットロボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。



国税庁 法人番号7000012050002

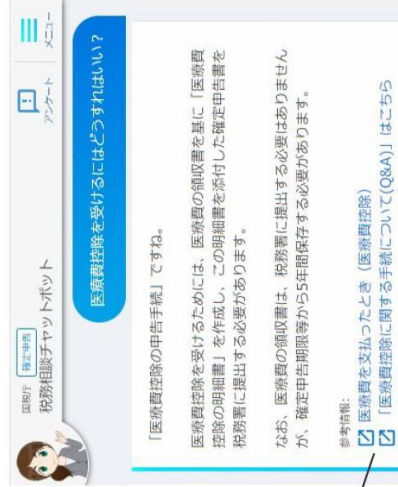
スマホでのご利用
はこちらから！



質問のしかたは 2通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する



質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクをクリック

- チャットロボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご利用いただけます。
- 画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- 令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月12日から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

県 税 コ ー ナ ー

個人事業税の申告について

♪確定申告書B第二表「事業税に関する事項」欄の記載をお願いします♪

個人事業税が課税になる事業所得などがある方は、
該当項目があれば必ず記入してください！

※該当するにもかかわらず申告
及び記載がない場合は、
事業税の各種控除が受けられ
ませんのでご注意ください。



○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の 名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
④8 源泉徴収税額の合計額				円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡(短期)	円	円	円
譲渡(長期)			
一時			

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等を含む 配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
事業税	非課税所得など 不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前 の不動産所得	円	前年中の 開(廃)業	開始・廃止 月日	他都道府県の事務所等	一連 番号
上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所		氏名	住所	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	円	給与	一連 番号		

③

②

④

①

⑤

記載上の留意点

① 所得税で青色事業専従者とせず配偶者控除等の対象とした
人で、その事業に従事し、給与の支払いが実際にある場合は、
事業税では事業専従者にできますので、記載してください。

② 社会保険診療報酬等に係る所得がある場合は、「所得金額」
欄に社会保険診療分の収入金額を記載してください。(県税事
務所において所得金額を計算します。)

③ 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記載して
ください。

④ 事業税が課税される事業に使用していた
機械、車両等の事業用資産を、その事業に
使用しなくなってから1年以内に譲渡した
場合で譲渡損失額があれば、記載してくだ
さい。

⑤ 令和2年の中途で開業または廃業した場
合は、その月日を記載してください。

【お問合せ先】

龍野県税事務所課税第1課 TEL 0791 (63) 5670

正しい申告と納税は市民社会のルールです

納税協会からのお知らせ



納税協会では、税に関する次のような商品をお取り扱いしております。ソフトには、納税協会会員様専用サポートなど色々な特典をご用意しております。お気軽におたずねください。



会計王 21

定 価 40,000 円(税抜)
 会員特価 28,000 円(税抜)
 会 員 外 30,000 円(税抜)

みんなの青色申告 21

定 価 9,800 円(税抜)
 会員特価 6,900 円(税抜)
 会 員 外 7,500 円(税抜)

給料王 21

定 価 40,000 円(税抜)
 会員特価 28,000 円(税抜)
 会 員 外 30,000 円(税抜)

税務関係図書 会員様は一割引きです！

◎新・くらしの税金百科 2020▶2021

身近な税情報をマンガと図解で見やすくわかりやすく解説した、みんなの税金入門書です。是非お手元に！

好評発売中！

会員特価 1,540 円(税込)
 定 価 1,980 円(税込)



◎所得税の確定申告の手引

申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にわかりやすく解説されております。

会員価格 2,170 円(税込)
 定 価 2,420 円(税込)

納税協会メールマガジン 毎月好評配信中！

無料

納税協会では、会員のみなさまに、役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする、「納税協会メールマガジン」を毎月1回配信しています。

できる社長さんの基礎知識 10年後の日本社会

ビジネスには現状の正確な把握と将来の展望が欠かせません。各分野の研究者から一定の根拠を持った予測データを紐解き、変化に備えた企業戦略のヒントについて解説します。

例：「チェンジするお金と金融」「超高齢化と縮みゆく日本」「どこへ行く？交通と輸送の未来」

会社税務の基本とポイント

法人における税務（法人税、消費税、源泉所得税など）の基本的な事柄や最新改正情報などを、ポイントを絞ってやさしく解説します。

例：「交際費課税のポイント」「役員給与の取扱い」など

1 納税協会ホームページで配信登録

- ① 納税協会ホームページへアクセス
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/>
- ② トップページ下部
「メールマガジン好評配信中!!」
をクリック
- ③ 表示されたページの下部
「メールマガジン配信登録フォーム」
に所要事項を入力して送信

☆登録はカンタン

2 電子メールで配信登録

- 件名を「メールマガジン配信希望」として
- ① お名前
 - ② 会社名（事業所名）
 - ③ 役 職
 - ④ ご所属の納税協会名
 - ⑤ 配信希望のアドレス
- を入力いただき、info@nouzeikyokai.or.jp
に電子メールを送信

登録後、翌月号からメールマガジンを配信します。
なお、登録いただいた個人情報は、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。

納税協会では、企業の税務コンプライアンス向上のために、「自主点検チェックシート・自主点検ガイドブック」を活用した企業による自主点検を推奨しています。

詳しくは、こちら

納税協会 検索

https://www.nouzeikyokai.or.jp/check_sheet/

